

I

計画の考え方

1 地域福祉の必要性	2ページ
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは		
(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け	4ページ
(2) 計画策定の趣旨	5ページ
(3) 計画の期間	5ページ
3 地域福祉の課題		
(1) 「地域の気になるところ」の傾向	6ページ
(2) 地域福祉の課題	10ページ

1 地域福祉の必要性

長崎市の人口は、平成27年10月1日現在432,089人で、昭和60年の約50万6千人をピークとして年々減少傾向にあり、少子高齢化は全国平均を上回る勢いで進んでいます。また、高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあり、認知症を抱えながら在宅生活を送っている高齢者数も今後増加していくと推定されます。

家族の形態についても、核家族化が進み、単身世帯が増加しています。これは、家族の支援を受けることのできない人が増加していることを意味しています。

また、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、地域の一員であるという意識や地域における連帯感が希薄化し、地域で支え合う力が弱くなってきています。

こうした著しい社会情勢の変化のなか、誰にも助けを求めることができず、地域の中で孤立することによって、ひきこもりや生活困窮、高齢者や子どもに対しての虐待や、死後長い間発見されない孤立死など深刻な問題も起こっています。

このような地域社会が抱える問題に対しては、子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、地域で生活する全ての人が尊厳を持って安心して暮らし続けることができるよう、地域での取り組みが必要です。

◆地域福祉が必要となる背景

- 人口減少
- 少子高齢化
- 家族機能の低下
- 家族形態の変化（核家族化、高齢者世帯・一人暮らしの高齢者の増加）
- 要介護高齢者の増加
- 認知症高齢者の増加

「地域福祉」とは

それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域、長崎市社会福祉協議会（以下「市社協」）、市などが協働して地域課題に取り組むという考え方

◆ 地域にしかできないことがある

地域の問題や、ちょっとした困りごとに対して手助けを必要とする人に気づき、日常の生活の中で助け合うことは、その地域に住む人や活動されている団体において、お互い様の気持ちで取り組むことができます。

また、虐待や地域の中での孤立など深刻な問題に対しては、早期に発見し行政などの専門機関へつなぐ必要がありますが、ご近所のちょっとした異変などは、地域のきめ細やかな目でないと気づくことができません。

さらに平成7年の阪神淡路大震災では、倒壊した建物から救助されたかたのうち、消防、警察などの救助専門機関に助けられたのはわずか1.7%、一方、家族や友人、隣人等に救助された割合は約63%(内訳:家族(31.9%)、友人・隣人・通行人(30.7%))にも及んでいます。

また、平成26年に起きた長野県北部地震では、長野県で全壊家屋50棟、半壊家屋91棟、負傷者46名の被害がありましたが、白馬村神城堀之内地区では地域住民の助け合いによる救助活動の取り組みにより、倒壊家屋の下敷きとなったかたがいたものの犠牲者は出なかったそうです。このような有事の際には地域の助け合いの有無で生死を分けるおそれがあることが分かりました。

これらのこととは、まさに、“地域にしかできないことがある”ことを表しています。

◆ 地域の課題を解決する鍵は、「地域での支え合いの力」

行政が行う公的サービスは、高齢者、障害者、児童といった分野ごとに整備されていますが、制度の対象とならない人（制度の狭間にいる人）の抱える問題や多様化する住民ニーズに対しては、公的サービスだけでは十分に対応できないといった状況が生じています。

それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう地域課題に取り組むには、地域にしかできないことを生かしつつ、今の時代や地域に合ったかたちで、地域が本来持っている「支え合いの力」をもっと強くしていくことが必要だと考えます。

地域の中では、自治会や社協支部、民生委員など各団体によって、高齢者や子どもなどに対する見守りや支援の活動が積極的に取り組まれていますが、各団体同士が連携・協力しつながり合うことで、地域の様々な課題を解決する力が高まり、地域での支え合いの力ももっと強くなり、地域そのものの活性化につながっていきます。

長崎市においては、あらゆるまちづくりの担い手が「長崎のまちをみんなでつくる」「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりに取り組むため、まちづくりの基本的な考え方やルール、様々な担い手の役割分担などを定めた「長崎市よかまちづくり基本条例」※を制定しました。

地域の主体性、自主性を尊重しながら、地域全体がつながり合い、お互いの足りない部分は補い合い、強化すべき部分は地域全体で考えるしくみができることによって、地域福祉のめざす姿に近づくと考えています。

※ 「長崎市よかまちづくり基本条例」は、102～103ページに掲載。

2

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

「地域福祉計画」は、第四次総合計画を上位計画とし、社会福祉法の規定に基づき、長崎市の地域福祉の方向性、つまり、“地域での「支え合いの力」をもっと強くし、地域と市社協、市などが協働して地域課題に取り組む”という方向性を示すために策定します。

地域では、防災や防犯、教育、まちづくりなどのあらゆる分野において、「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるよう」地域にあった取り組みが行われていますが、これらの取り組みを行うことが地域福祉の推進であると考えています。

このことから、この計画は、福祉の分野だけでなく、防災や防犯、教育、まちづくりなど、あらゆる分野を“地域福祉の視点”で包括する計画と位置づけられます。

そのため、既に策定している福祉の個別計画をはじめとして、防災や防犯、まちづくりなどの関連個別計画と整合性及び連携を図り、それらの計画を“地域福祉の視点”で再整理しています。

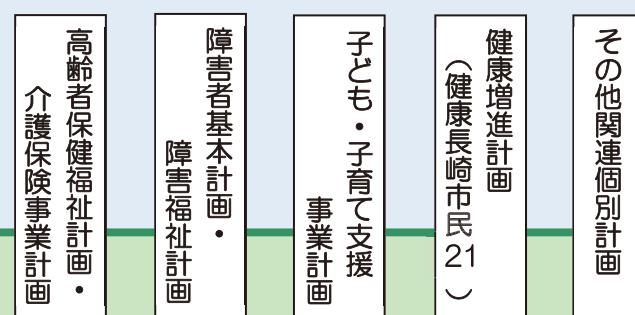
= 地域福祉計画と第四次総合計画・個別計画との関係イメージ =

第四次総合計画

【まちづくりの方針】※特に関連の深い方針

F 私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」をめざします

H 基本構想の推進（つながる+創造する）



地域福祉計画

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するために設置された団体である市社協が策定する民間計画であり、地域住民が主体となった地域活動を推進するために策定するものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、共に地域住民の参加が不可欠な計画であるとともに、地域福祉の理念、方向性、地域のニーズなどを共有し、連携しながら取り組むことが必要です。

両計画は車の両輪であるといえるため、長崎市では「やってみゆ～で・わがまちさえあいプラン」(以下「さえあいプラン」)として一体的に策定するものとします。

(2) 計画策定の趣旨

第1期計画は、平成23年3月に「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」をめざす地域福祉の姿として策定されました。

第1期計画の取り組みを通して地域の特性に合った「支え合いのしくみ」が芽生え始めています。この芽が大きく育つように、また、新たな芽が生まれるように、第2期計画は、第1期計画で掲げた「めざす地域福祉の姿」や地域福祉を推進する上で前提となる「地域福祉の3つの視点」「取り組みの方向性」を継続しながら、地域での支え合いの力がもっと強くなること、また、全地域に支え合いのしくみが広がることに主眼を置いた構成としました。

《計画の構成》

- 市や市社協が行う具体的な事業をすべて掲載するのではなく、「取り組みの方向性」に関連する事業や取り組み等を横断的に掲載します。
- 公的サービスの提供やその内容、サービス量等については、高齢者・障害者・児童等それぞれの個別計画で定めており、それぞれの事業は個別計画に沿って行われます。
- 市や市社協が行う事業については、「取り組みの方向性」に基づき、地域のかたが実際に取り組み、活用する際の「支援策」という視点で掲載しています。
- 地域福祉の実現のためには、地域での「支え合いの力」が非常に重要になってきます。地域での「支え合いの力」をもっと強くするために、地域活動のヒントとなるような地域活動の実践事例を紹介します。

(3) 計画の期間

第2期計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年です。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度
ささえあい プラン						第1期計画 【5か年】					第2期計画 【5か年】				

この計画は、地域福祉を実現するために、第1期計画の理念や方向性を引き継ぎながら作成しましたが、これが完成形ではなく、社会情勢や地域・市社協・市などの役割の変化、計画の推進・検証の状況等により、改善を重ね、みんなで育てていく計画です。そのため、毎年進行管理を行い、5年ごとに計画の見直しを行います。(進行管理の方法等については、76ページ参照)

【参考】社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3

地域福祉の課題

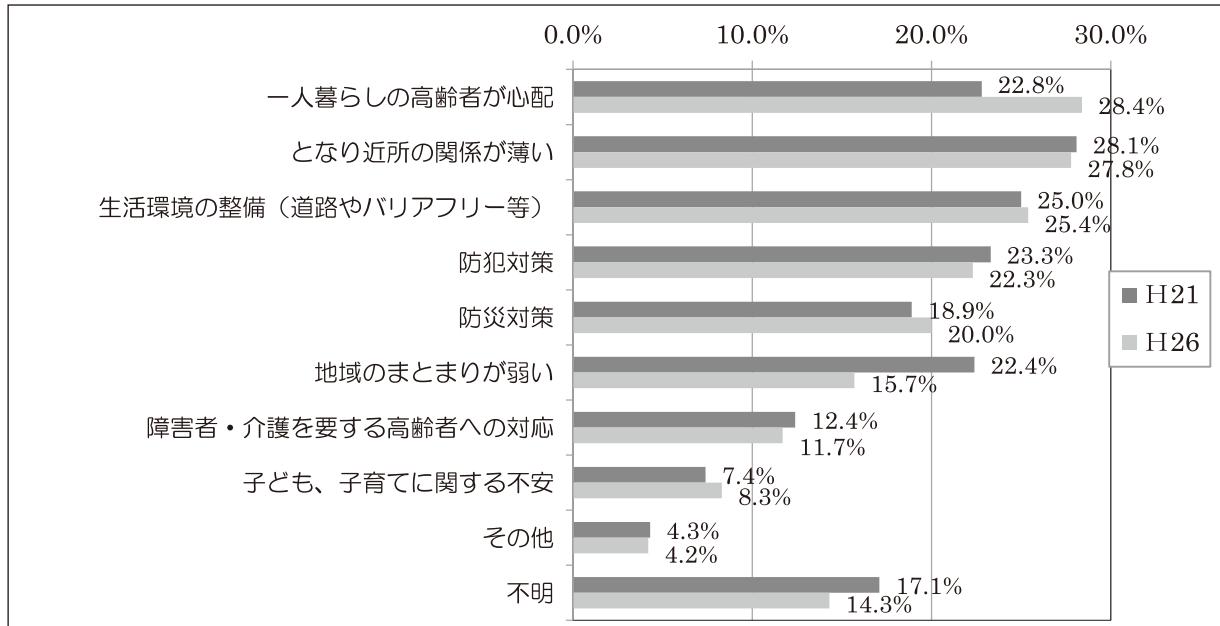
(1) 「地域の気になるところ」の傾向

第2期計画策定のため、市民意識調査や地域活動の担い手アンケート調査(以下「アンケート調査」)と第1期計画期間中に開催した「福祉のまちづくり やってみゆ~で・わがまち座談会」(以下「座談会」)で出された「地域の気になるところ」の傾向をまとめました。

◆ 地域福祉に関するアンケート調査から分かる「市民の意識」

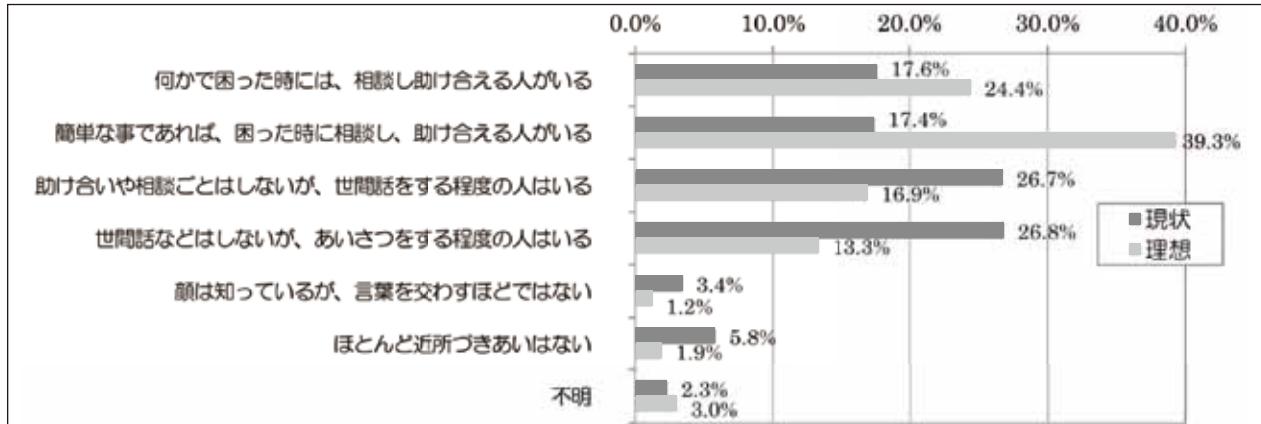
○住んでいる地域にある課題や問題（複数回答）

平成26年度に行った市民意識調査と平成21年度調査(第1期計画策定期)を比較すると、「一人暮らしの高齢者が心配」という意見が伸びていることが分かります。



○ご近所づきあいの「現状」と「理想」 《平成26年度》

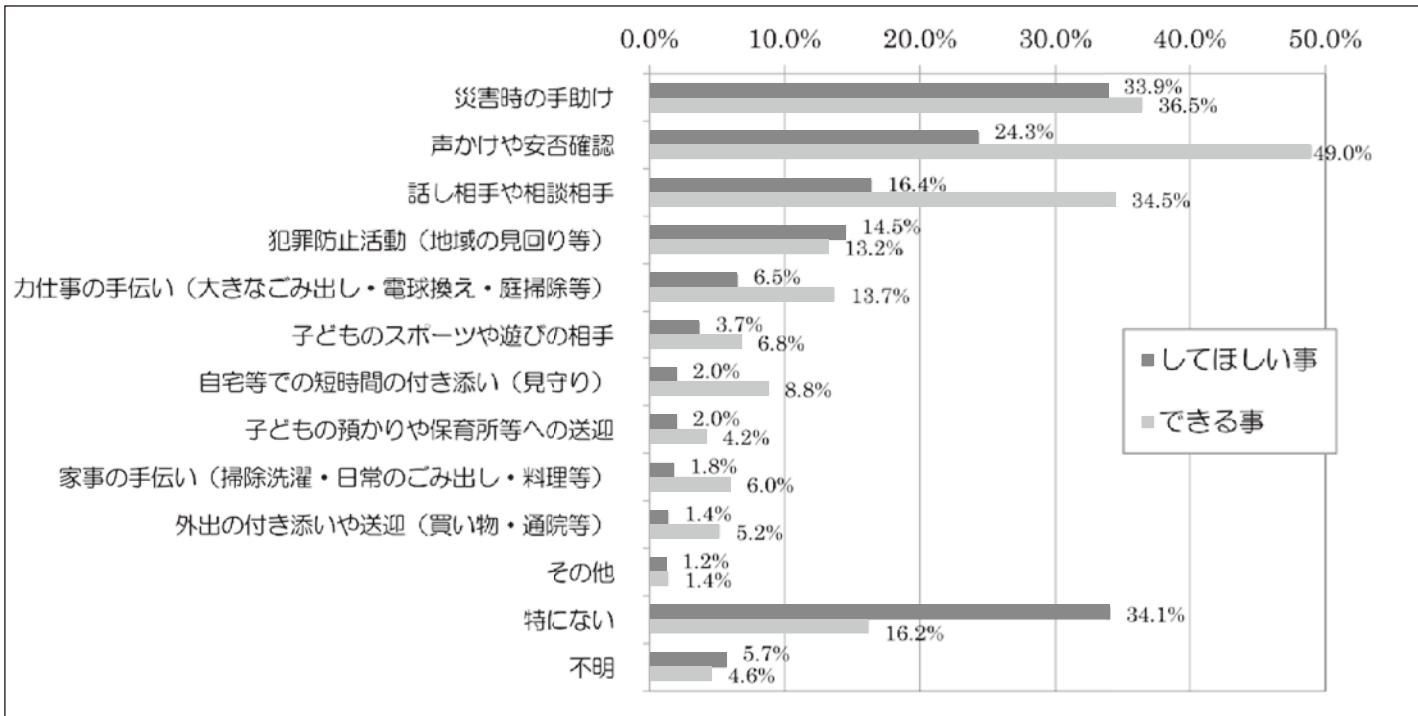
現状では、「ご近所で助け合いがない」人が、理想では「ご近所で助け合いがある」関係を望んだものと推測することができ、現状より親密な近所づきあいを望んでいる人が多く、これは、平成21年度調査(第1期計画策定期)と同様の結果でした。



○となり近所の人に手助けや協力してほしいこと・協力できること（複数回答）《平成 26 年度》

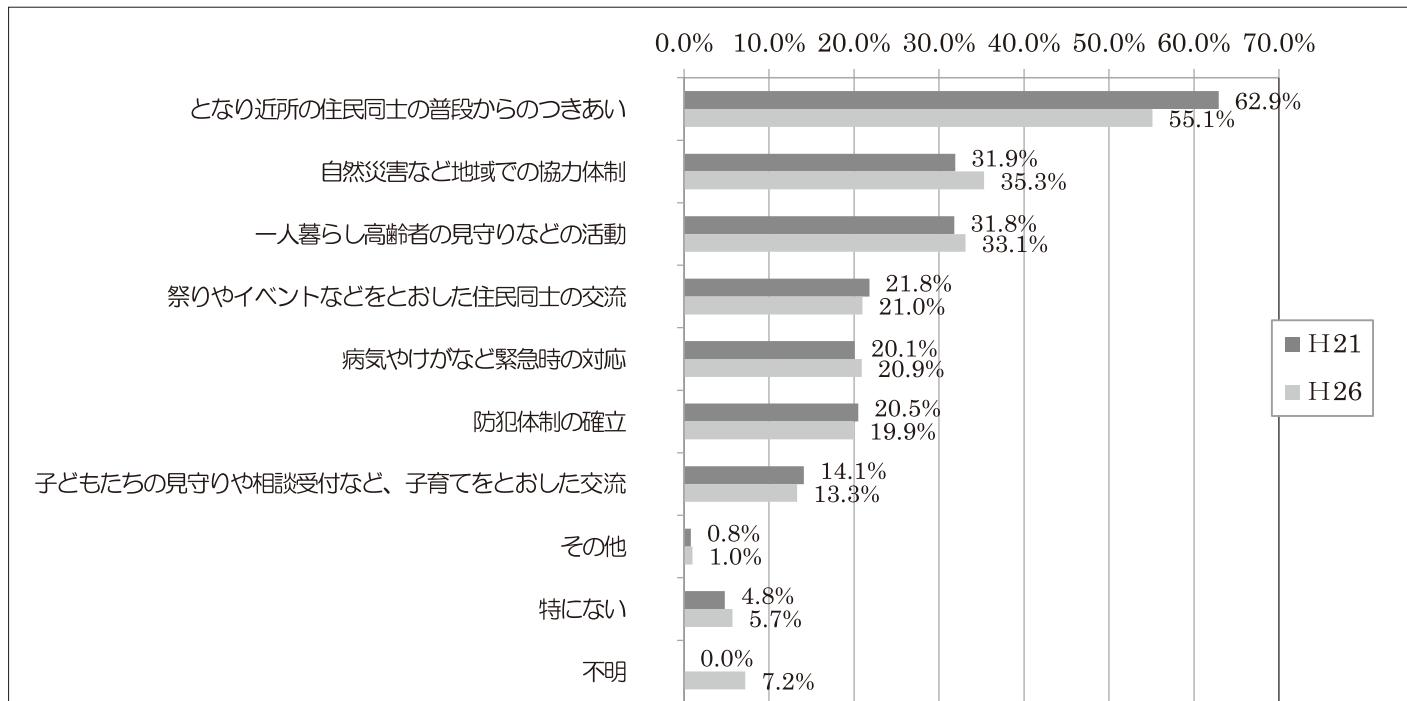
となり近所の人に手助け・協力してほしいことは、「災害時の手助け」「声かけや安否確認」「話し相手や相談相手」が上位を占めています。

一方、自分自身が協力できることでも「声かけや安否確認」「災害時の手助け」「話し相手や相談相手」が上位を占めています。



○地域に住む人同士が、生活上の問題をわかちあい、解決に向けて考え、行動できるような「支え合う地域づくり」のために、地域として取り組む必要があること（3つ以内で回答）

平成 26 年度に行った市民意識調査結果で最も多かった意見は「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」ですが、これは、平成 21 年度調査（第 1 期計画策定時）でも同様の結果でした。



アンケート調査の自由記述欄や座談会では次のような意見がありました。

区分	主な意見
ご近所づき あい	<ul style="list-style-type: none">・ご近所づきあいがなくなりつつある・ご近所の見守り、声かけが少ない・助け合える仲間が少ない気がする
世代間の 交流	<ul style="list-style-type: none">・若者とのコミュニケーションの場が少ない（高齢者の意見に偏る）・高齢者と子どもたちのふれあう機会がない
活動拠点の 充実	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ施設、娯楽施設がない・公民館がなくて困る・地域のかたとふれあう場が必要（サロン等）
地域活動	<ul style="list-style-type: none">・色々な会議や行事に参加する人が同じ・色々な団体の会員が減り続けている・地域や学校行事への参加者が少ない・伝統的な昔の遊び、工作など受け継ぐ子どもたちの参加が少ない
自治会等、 地域組織	<ul style="list-style-type: none">・自治会に入っていない人の把握が難しい・自治会、民生委員・児童委員、育友会等関係機関との連携強化が重要・地域の団体の役員になる人がいない
高齢者・ 障害者等	<ul style="list-style-type: none">・閉じこもり高齢者が発見しづらい・隣同士の見守り必要・高齢者が多くなり、災害時の避難場所への移動や手順等が不安・高齢者の一人暮らしのかたへのサポートがあつたらいい・坂道や階段が多く、高齢者の外出が減っている（買い物、病院、ゴミ出し等）
子ども	<ul style="list-style-type: none">・学童の下校時、見守り活動の継続をしてほしい・子どもが少なく、子ども会の存在すら危なくなっている・子どもたちが安全に遊べる場所が少ない・通学校がバラバラで子どもたちのつながりが少ない・子どものイベントが少ない→親同士の交流も少ない

区分	主な意見
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちのまちは自分たちで守るという、防犯、防災活動の意識が薄い 災害時の訓練支援体制づくりが必要 避難所が遠い、危険。災害時の避難場所、避難の方法が分からぬ 自主防災組織があるか機能していない
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 防災マニュアルが周知されていない 個人情報を地域で共有できれば良い 災害時の要援護者の情報が不安 不審な電話がある、不審者情報を時々耳にするので怖い 空き家が多い
交通マナー	<ul style="list-style-type: none"> 通学路での歩道が狭い 街灯が地区に少なく夜は暗い 坂道に手すりがほしい 山間地区の交通の便が悪い 消防車が来る前に消火活動できる設備が必要
ごみのマナー	<ul style="list-style-type: none"> ごみ出しのマナーが悪い人がいる ごみを他地区から持ち込んで捨てていく
犬・猫の飼育マナー	<ul style="list-style-type: none"> (犬の)飼い主のマナーが悪い 野良猫がとても多くフン公害で迷惑
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談窓口の案内、紹介をもっと分かるようにしてほしい(行政・銀行・社協) 市は、情報提供・情報発信を充実してほしい

【参考】

■アンケート調査は、計画策定の基礎資料とするため、地域福祉に関する市民意識や地域での支え合いの状況、地域活動の実態、日常生活での課題や問題点を把握することを目的として実施。調査の結果は、79~89ページに掲載。

■「座談会」は、第1期計画期間中に、地区ごとに2回、市内14地区で開催し、延べ951人もの地域住民の方々の参加がありました。

(2) 地域福祉の課題

「地域の気になるところ」に対する課題を次のように整理しました。

地域における「地域福祉の課題」は、第1期計画の課題と同様の課題であることが分かります。

① 顔の見える関係づくり

【意見】ご近所の見守り、声かけが少ない／助け合える仲間が少ない気がする

② 意識づくり（マナーを含む）

【意見】地域や学校行事への参加者が少ない／ごみ出しのマナーが悪い人がいる

③ 人材育成（担い手）

【意見】地域の団体の役員になる人がいない／色々な団体の会員が減り続けている

④ 交流・居場所づくり

【意見】地域のかたとふれあう場が必要（サロン等）／子ども達が安全に遊べる場所が少ない／高齢者と子ども達のふれあう機会がない

⑤ 団体・組織間の連携強化

【意見】自治会、民生委員・児童委員、育友会等関係機関との連携強化が重要

⑥ 見守り・支援のしくみづくり

【意見】閉じこもり高齢者が発見しづらい／学童の下校時、見守り活動の継続をしてほしい

⑦ 情報提供の充実

【意見】市は、情報提供・情報発信を充実してほしい

⑧ 相談窓口・相談支援の充実

【意見】地域の相談窓口の案内、紹介をもっと分かるようにしてほしい

⑨ 環境整備の充実

【意見】通学路での歩道が狭い／街灯が地区に少なく夜は暗い／坂道に手すりがほしい

⑩ 行政サービスの充実